

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは！税務監査部の尾藤です。1年の中でも一番寒い時期を迎え、最近では雪が降る日も増え、インフルエンザも流行しているようですね。そんな中、いよいよ確定申告も始まりましたので、個人事業主の皆様には何かとご協力をいただくことの多い時期とは存じますが、よろしくお願いたします。今回は、皆様の会社でも実は利用できるかもしれない！？税制改正についてご紹介いたします。

## <所得拡大促進税制の拡充> (H30年3月末までに開始の事業年度)

従業員さんの賃金アップを行った企業に対しての優遇制度です。

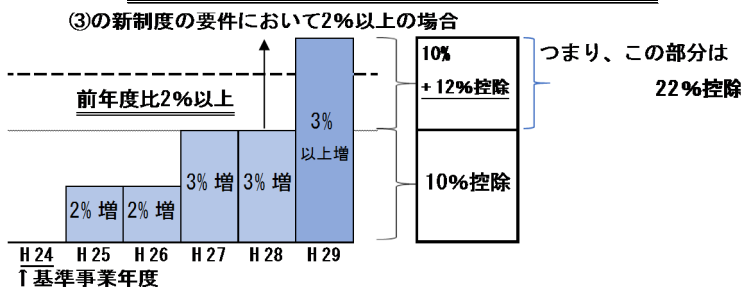
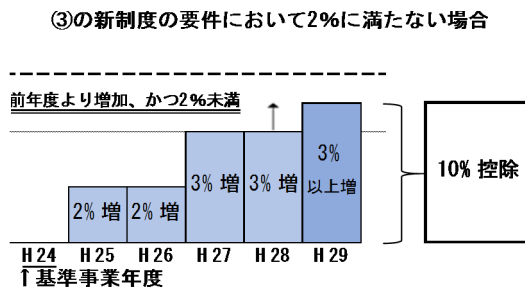
中小企業であれば、現行の3つの要件を満たすだけでもOKですし、今回改正された3つ目の要件を満たすと更に高額な税額控除(前年度からの増加額に対して22%)を受けることが可能となりました。

簡単にお伝えするならば、賃金アップが多い程、受けることができる控除額もアップする仕組みです。

### 【要件】※①～③すべて満たすこと

- ①給与等支給額が基準事業年度より103% (中小企業者以外104%)以上増加していること
- ②当期の給与等支給額 ≥ 前期の給与等支給額
- ③(旧) 当期の平均給与等支給額 > 前期の平均給与等支給額で、その増加額が2%未満であれば従来通り10%控除(左下図)  
(新) 当期の平均給与等支給額 > 前期の平均給与等支給額で、その増加額が2%以上であればその部分が更に12%上乗せ控除(右下図)

今回の改正点



## <中小企業経営強化税制の創設>

中小企業の設備投資にかかわる税制についても改正がありました。そこで、今回新たに創設された「中小企業経営強化税制」と、これまでの投資促進に関する税制について簡単に比較してみました。

税制名	期間	優遇措置	対象資産
中小企業投資促進税制	器具備品を除き、 H31.3.31まで延長	特別償却 30% or 税額控除 7%	機械装置、工具、 ソフトウェア、車両運搬具
中小企業活性化税制	H31.3.31まで延長	特別償却 100% or 税額控除 7% or 10%	建物附属設備、器具備品
(創設) 中小企業経営強化税制	H31.3.31まで	特別償却 100% or 税額控除 7% or 10%	建物附属設備、工具、 器具備品、機械装置、 ソフトウェア

※なお、税額控除は当期の法人税額の20%を限度とし、超過分は1年間のみ繰越が可能となります。

いずれの税制とも、かわら版では説明しきれない細かい要件がありますので、気になる方はぜひ担当職員へお知らせ下さい。

初めまして。この度、経理派遣課に入所いたしました中野友香と申します。色々な企業様の会計や事務作業をお手伝いでき、毎日楽しく仕事ができている事に感謝しております。

皆様のお力になれるように今後も頑張りますのでよろしくお願いいたします。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350